

不良債権に対する引き当ては万全です

開示債権の保全率は73.7%

当行は、金融検査マニュアルに基づき、厳格な自己査定を行っています。
 下表の不良債権は直ちに損失となるものではなく、回収が見込まれる債権や
 将来正常となる可能性のある債権も含まれています。
 なお、金融再生法に基づく開示債権の保全率(引当金・担保等を含む)は73.7%で、
 特に破産更生債権等は100%、危険債権の82.8%となっています。

1 金融再生法に基づく開示債権の状況(単体)

【開示債権(銀行勘定・信託勘定合計)】

	平成12年 9月末実績	平成13年 9月末実績	増 減	保全額	保全率
破産更生債権 及びこれらに準ずる債権 ¹	323億円	359億円	36億円	359億円	100%
危険債権 ²	716億円	540億円	175億円	447億円	82.8%
要管理債権 ³	552億円	499億円	52億円	225億円	45.1%
小計	1,592億円	1,400億円	192億円	1,033億円	73.7%
正常債権 ⁴	9,970億円	10,198億円	227億円		
総与信残高	11,563億円	11,598億円	35億円		

金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

総与信残高には、貸出金のほか貸付有価証券・外国為替・支払承諾見返・未収利息・仮払金などを含みます。

信託方式により流動化したしました不動産担保付債権にかかる優先受益権(オフバランス項目)の開示相当額は、12年9月末の金融再生法に基づく開示債権で70億円(破産更生債権等22億円、危険債権44億円、要管理債権3億円)13年9月末では0となっています。

用語解説

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
「破産、会社更生、和議等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」です。
- 危険債権
「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性が高い債権」です。
- 要管理債権
「3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権」です。(「危険債権」「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を除きます。)なお、貸出条件緩和債権には、現在営業を継続し、経営再建に向けて鋭意努力を続けておられる企業も含まれています。
- 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

2 銀行法に基づくリスク管理債権の状況(単体)

【リスク管理債権(銀行勘定・信託勘定合計)】

区 分	平成13年9月末
破綻先債権額 ¹	83億円
延滞債権額 ²	803億円
3ヶ月以上延滞債権額 ³	21億円
貸出条件緩和債権額 ⁴	477億円
リスク管理債権合計	1,386億円

金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

信託方式により流動化したしました不動産担保付債権にかかる優先受益権(オフバランス項目)の開示相当額は、12年9月末のリスク管理債権で70億円(破綻先債権額11億円、延滞債権額56億円、貸出条件緩和債権額3億円)13年9月末では0となっています。

用語解説

- 破綻先債権
「未収利息を収益に計上していない貸出金で、会社更生法等の法的手続きが取られているものや手形交換所において取引停止処分を受けている貸出金」です。
- 延滞債権
「未収利息を収益に計上していない貸出金で、「破綻先債権」以外の貸出金」です。
- 3か月以上延滞債権
「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金」で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 貸出条件緩和債権
「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免など債務者に有利とする取決めを行った貸出金で、上記の債権に該当しない貸出金」です。